

整理番号	消防－法不－55
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	保安教育計画を定めるべき消費者の指定
概要	市長は、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、多量の火薬類を消費し、又は相当期間引き続いて火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定することができます。
根拠法令等 及び条項	・火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第29条第4項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	・火薬類取締法第29条第4項 都道府県知事は、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、多量の火薬類を消費し、又は相当期間引き続いて火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定することができる。 火薬類取締法施行規則第67条の7第1項 法第29条第4項の規定により都道府県知事が保安教育計画を定めるべき者として指定することができる消費者は、法第30条第2項の消費者に該当する者とする。 火薬類取締法第30条第2項 火薬庫の所有者若しくは占有者又は経済産業省令で定める数量以上の火薬類を消費する者は、経済産業省令で定めるところにより、次条の火薬類取扱保安責任者免状を有する者のうちから、火薬類取扱保安責任者（以下「取扱保安責任者」という。）及び火薬類取扱副保安責任者（以下「取扱副保安責任者」という。）又は取扱保安責任者を選任し、第32条第1項又は第2項に規定する取扱保安責任者又は取扱副保安責任者の職務を行わせなければならない。 火薬類取締法施行規則第69条第1項 法第30条第2項の規定による火薬類の消費の数量は、火薬又は爆薬1月に25キログラムとする。ただし、無添加可塑性爆薬（第19条第4項各号の一に該当する可塑性爆薬であつて国の行政機関又は都道府県警察の職員が消費するものを除く。）にあつては、0キログラムを超える数量とする。 どのような場合に、上記指定をするかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の発生防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	